

2018年3月22日
までの消印での
郵送または電子
的な手段による
提出が必要

あなたがブローカーまたはマネージャーで、この請求書式がお客様のもの場合は、お客様の正しい住所に転送してください。この請求書式はカスタマイズされており、請求を提出するための請求番号と管理番号が含まれています。

In re Foreign Exchange
Benchmark Rates Antitrust Litigation
c/o GCG
P.O. Box 10239
Dublin, OH 43017-5739
1-888-582-2289

(米国またはカナダ以外の国からは、1-330-333-7253 に電話してください)

請求番号： _____ 管理番号： _____

請求および権利放棄証明書

もし貴殿が、2003年1月1日から2015年12月15日までの間に、下記の文書を締結した場合、すなわち、

1. 被告、免責対象当事者、被告の直接的もしくは間接的な親会社、子会社もしくは部門、または共謀者との間で直接行われた1つまたは複数の外国為替商品（係る参加者が米国もしくはその領土に住所を定めていた場合か、または米国もしくはその領土外に住所を定めていた場合には、米国もしくはその領土で1つまたは複数の外国為替商品を取引したとき）
あるいは
2. 1つまたは複数の取引所外国為替商品（係る参加者が米国もしくはその領土に住所を定めていた場合か、または米国もしくはその領土外に住所を定めていた場合には、米国の取引所で1つまたは複数の取引所外国為替商品の取引に参加したとき）

貴殿は本件集団和解の一員として、*In re Foreign Exchange Benchmark Rates Antitrust Litigation*（外国為替基準レート反トラスト訴訟事件）、No. 1:13-cv-07789-LGS (S.D.N.Y) で到達した和解による支払いを受ける資格を有する可能性があります。

「外国為替商品」とは、FX スポット取引、フォワード、スワップ、先物取引、オプション、その他のFX 商品もしくは取引で、その取引または決済価額が何らかの形でFX レートに関係するものをいいます。「取引所外国為替商品」とは、FX 先物取引およびFX 先物取引に係るオプション等を含む、証券取引所での取引のために上場された一切の外国為替商品をいいます。この「請求および権利放棄証明書」（「請求書式」）で用いられる所定の用語（大文字で始まる用語）の多くは、請求書式とともに送付される「集団訴訟和解通告書」（「通知書」）に定義されています。

貴殿が本件集団和解のメンバーとしての資格を有し、この和解による支払いを受けるためには、この請求書式に必要な事項を記入し、提出する必要があります。本請求書式の電子版は、www.FXAntitrustSettlement.com（和解ウェブサイト）から入手することができます。同サイトは請求管理者（GCG）によって維持されています。請求書式は、2018年3月22日までの消印の郵便、あるいは2018年3月22日の午後11時59分（東部標準時）までにオンラインにより、請求管理者に提出する必要があります。本請求書式を提出しても、必ず和解による支払いを受けられるとは限りません。また、会社組織の各法的事業者ごとに別々の請求書式を提出する必要があります。

詳しい情報については、請求管理者 1-888-582-2289 (米国とカナダ以外からは 1-330-333-7253) に電話するか、または www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。

目次

セクション A - 請求者の識別	3
セクション B - 一般的情報	4
セクション C - 請求書式の提出方法と請求者オプション 1 および 2	6
セクション D - オプション 2 を選択する請求者および／または取引所外国為替商品で取引した請求者の書類要件	10
セクション E - 取引所外国為替商品で取引した請求者の補足的書類要件	11
セクション F - 支払方法の選択	12
セクション G - 認証および署名	13
セクション H - 請求書式に関するチェックリスト	15

詳しい情報については、請求管理者 1-888-582-2289 (米国とカナダ以外からは 1-330-333-7253) に電話するか、
または www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。

セクション B – 一般的情報

1. 本請求書式と同封されている通告書を必ずお読みください。同通知書および配分計画には、次のことが説明されています。
 - a. 提案されている和解合意が裁判所により最終的な承認が認められた場合、次の当事者との関係で、*In re Foreign Exchange Benchmark Rates Antitrust Litigation*, No. 1:13-cv-07789-LGS (S.D.N.Y.) と題された集団代表訴訟が解決することになります。Bank of America Corporation、Bank of America, N.A.、および Merrill Lynch、Pierce、Fenner & Smith Incorporated (「Bank of America」)、三菱東京 UFJ 銀行 (The Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Ltd. 「BTMU」)、Barclays Bank PLC および Barclays Capital Inc. (「Barclays」)、BNP Paribas Group、BNP Paribas North America Inc.、BNP Paribas Securities Corp.、および BNP Prime Brokerage, Inc. (「BNP Paribas」)、Citigroup Inc.、Citibank, N.A.、Citicorp、および Citigroup Global Markets Inc. (「Citigroup」)、Deutsche Bank AG および Deutsche Bank Securities Inc. (「Deutsche Bank」)、The Goldman Sachs Group, Inc. および Goldman, Sachs & Co. (「Goldman Sachs」)、HSBC Holdings PLC、HSBC Bank PLC、HSBC North America Holdings Inc.、HSBC Bank USA, N.A.、および HSBC Securities (USA) Inc. (「HSBC」)、JPMorgan Chase & Co. および JPMorgan Chase Bank, N.A. (「JPMorgan」)、Morgan Stanley, Morgan Stanley & Co., LLC および Morgan Stanley & Co., International plc (「Morgan Stanley」)、RBC Capital Markets, LLC (「RBC」)、The Royal Bank of Scotland Group PLC、The Royal Bank of Scotland PLC、および RBS Securities Inc. (「RBS」)、Société Générale (「Soc Gen」)、Standard Chartered Bank (「Standard Chartered」)、ならびに UBS AG、UBS Group AG、および UBS Securities LLC (「UBS」) (本件「和解被告」と総称します)。
 - b. 前記の和解被告に対する本件訴訟を解決するために和解被告が提供する対価。これには、Settlement Fund (「和解基金」への 2,310,275,000 ドルの支払いが含まれます)。
 - c. 本件和解合意が和解集団メンバーに及ぼす影響 (裁判所により最終的な承認が認められた場合)
 - d. Net Settlement Fund (「正味和解基金」) の分配方法 (本件和解合意と配分計画の最終的な承認が裁判所によって認められた場合)

和解被告は、Credit Suisse Group AG、Credit Suisse AG、および Credit Suisse Securities (USA) LLC (「Credit Suisse」) すなわち「和解しない被告」とともに、シャーマン反トラスト法 (Sherman Antitrust Act, 15 U.S.C. §§1, 3) 第 1 条および第 3 条に違反して FX 市場において共謀して価格を固定し、商品取引所法 (Commodity Exchange Act, 7 U.S.C. §§1, *et seq.*) に違反して FX 市場を操作した旨を申し立てた本件訴訟において提起された請求について和解しました。被告は本件訴訟において被告に対して為されたかかる申立てが実態を有することを否定しています。

2. 本件訴訟は、和解しない被告に対しては継続します。貴殿が、2003 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 15 日までの間に、対象の外国為替商品において和解被告または和解しない被告と直接取引を行った場合、あるいは対象の取引所外国為替商品において取引を行った場合、集団和解メンバーになることができることに留意することは重要です。
3. 本件訴訟において、裁判所は事前に二種類の和解集団を認定しています。

直接和解集団は、2003 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 15 日までの間に、米国またはその領域内のいずれかに居住し、1 つまたは複数の外国為替商品を、被告、被告の直接的もしくは間接的親会社、子会社もしくは部門、免責対象当事者、または共謀者と直接締結した者、あるいは米国またはその領域外に居住していた場合には、米国またはその領域内で 1 つまたは複数の外国為替商品を取引した一切の者から構成されます。

詳しい情報については、請求管理者 1-888-582-2289 (米国とカナダ以外からは 1-330-333-7253) に電話するか、または www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。

取引所限定和解集団は、2003年1月1日から2015年12月15日までの間に、米国またはその領域内のいずれかに居住し、1つまたは複数の取引所外国為替商品を締結した者、あるいは米国またはその領域外に居住していた場合には、米国の取引所で取引所外国為替商品を締結した一切の者から構成されます。直接和解集団のメンバーとなる基準に合致する者は、取引所限定和解集団から除外されます。

「免責対象当事者」、「外国為替商品」および「取引所外国為替商品」の用語は、各和解合意に定義されています。いずれも、www.FXAntitrustSettlement.com から入手することができます。

4. 次の者は和解集団から除外されます。(a) 訴状に列挙された被告およびその共謀者、(b) 各被告または共謀者の執行役員および取締役、(c) いずれかの被告または共謀者が利益を有する、または有していた、または管理する一切の事業者、(d) 一切の被告または共謀者の近親者、ならびに (e) かかる一切の除外される当事者の法的代表者、被相続人、承継人または譲受人。また、通知書に記載されている要件に従って適切な時期に除外要請書を提出して自らを除外した一切の者または事業体も本件和解集団から除外されます。
5. この請求書式に署名してこれを提出することにより、通知書と和解合意に記載された権利放棄の条件を含め、貴殿が通知書を読んだことを認証することになります。

詳しい情報については、請求管理者 1-888-582-2289 (米国とカナダ以外からは 1-330-333-7253) に電話するか、または www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。

セクション C – 請求書式の提出方法と請求者オプション 1 および 2

****請求を提出することを選択した場合、貴殿は、請求管理手続における使用のために、1つまたは複数の和解被告との外国為替商品取引、および 2003 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 15 日における貴殿の取引所外国為替商品取引に関する情報の開示に同意するとともに、かかる情報について適用される銀行秘密およびデータプライバシーに関する法律によって提供される一切の保護または類似の一切の秘密保護を放棄し、該当する和解被告人に開示を指示することになります。該当する場合、貴殿はさらに、請求管理手続における使用のために、

2003 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 15 日までの自己の取引所外国為替商品の取引または保有について記載された一切の書類に対する権利を放棄することに同意することになります。かかる書類には、仲買業者、FCM(s)、Chicago Mercantile Exchange (「CME」)、および Intercontinental Exchange Inc. (「ICE」) 等を含む第三者から取得したのも含まれます。****

1. 本件和解による支払いを受ける資格を得るには、請求書式を提出する必要があります。期限に間に合って検討されるには、2018 年 3 月 22 日までの消印の郵便、あるいは 2018 年 3 月 22 日の午後 11 時 59 分（東部標準時）までにオンラインにより、請求管理者に提出する必要があります。
 - a. 電子的な手段により請求書式を提出するための方法については、www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。
 - b. 電子メールにより請求書式を提出する場合には、必要事項を記入した請求書式を下記の GCG 請求管理者宛にお送りください。

郵送の場合

In re Foreign Exchange Benchmark Rates
Antitrust Litigation
c/o GCG
P.O. Box 10239
Dublin, OH 43017-5739
USA

翌日宅配便の場合

In re Foreign Exchange Benchmark Rates
Antitrust Litigation
c/o GCG
5151 Blazer Parkway, Suite A
Dublin, OH 43017-9306
USA

2. また、各法的事業者ごとに別々の請求書式を提出する必要があります。逆に言うと、法的事業者一件につき一つの請求書式を提出する必要があります。オプション 2（書類による請求オプション）を選択した請求者は、該当の事業者が持っている独立口座の数にかかわらず、当該請求書式を提出する法的事業者により作成された、請求書式のセクション D および該当する場合にはセクション E により要求されるすべてのデータおよび書類を含める必要があります（たとえば、複数の口座を持つ法人は一つの請求書式にすべての口座で行われた全取引を含める必要があります）。
3. 請求者に代わって本請求書式に必要事項を記載し署名する受託者、遺言執行者、遺産管理人、財産管理人、その他の被任命者は、以下のものも提出する必要があります。
 - a. 自身が代理している権限の内容（証明書類が必要）
 - b. 代理されている者または事業体の氏名・名称、口座番号、社会保障番号、雇用主番号または納税者番号（または米国以外の請求者の場合は、これに相当する政府発行の国内身分証明書番号）、住所および電話番号、ならびに
 - c. 代理されている者または事業体を拘束する権限の証明。仲介人が別の人の口座で取引する裁量に基づく権限を有していることを証明しても、請求書類に記載し署名する権限を証明することにはなりません。

詳しい情報については、請求管理者 1-888-582-2289 (米国とカナダ以外からは 1-330-333-7253) に電話するか、または www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。

4. 署名済みの請求書式を提出することにより、次のいずれかに該当する場合に貴殿が和解集団の一人であることを証明することになります。
 - a. 2003年1月1日から2015年12月15日までの期間で、貴殿が米国またはその領域内のいずれかに居住していた時に、1つまたは複数の外国為替商品を、被告、被告の直接的もしくは間接的親会社、子会社もしくは部門、免責対象当事者、または共謀者と直接締結した場合、あるいは米国またはその領域外に居住していた場合には、米国またはその領域内で1つまたは複数の外国為替商品を取引した場合、
および/または
 - b. 2003年1月1日から2015年12月15日までの期間で、貴殿が米国またはその領域内のいずれかに居住していた時に、一または複数の取引所外国為替商品を締結した場合、あるいは米国またはその領域外に居住していた場合には、米国の取引所で一または複数の取引所外国為替商品を締結した場合で、貴殿が直接和解集団のメンバーでない場合。
5. 署名済みの請求書式を提出することにより、貴殿はそれに記載された内容が真実であること、および該当する場合にはそれに添付されたデータと書類が真正のものであることを宣誓したことになり、アメリカ合衆国の法律上の偽証罪の対象となります。不実記載または偽造もしくは虚偽の書類を提出した場合には、貴殿の請求は却下され、民事責任または刑事訴追の対象となることがあります。
6. 本請求書式を提出しても、和解による支払いを受けられることを保証するものではありません。正味和解基金の分配は、裁判所によりそれが承認されれば配分計画によって、または裁判所が承認する他の配分計画に従って実施されます。
7. 請求書式について質問がある場合、あるいは追加の請求書式または通知書の写しが必要な場合には、請求管理者に連絡することができます。
8. 2018年2月7日までに有効な「除外要請書」を提出しない限り、いずれかの和解集団の定義に該当する者はすべて、和解集団のメンバーが請求書式を提出するか否かを問わず、本件和解合意に関して本件訴訟で登録される終局判決および却下命令の条件により拘束されることとなります。本件和解から脱退したい場合には、さらなる方法について通知書をご参照ください。
9. 下記のオプション 1 またはオプション 2 のいずれかを選択してください。オプションは下記のとおりです。

詳しい情報については、請求管理者 1-888-582-2289 (米国とカナダ以外からは 1-330-333-7253) に電話するか、または www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。

オプション 1：推定請求

和解被告が提出した取引データを請求管理者が審査して認定された支払金額である、オプション 1 を選択します。^{**†}

オプション 1 を選択する場合、次の点にご注意ください。

- 以下は、オプション 1 の概要です。さらに詳しい情報については、www.FXAntitrustSettlement.com から「通知書および配分計画」をご覧ください。
- 貴殿が和解集団メンバーの資格を有している場合、和解被告が提出した取引データを請求管理者が審査して認定された支払金額を受け取ることができます。請求管理者は、次の方法で貴殿の外国為替商品[†]取引分の金額を推計します。(a) 和解被告から提供されたデータから貴殿の取引分を抽出します。(b) 和解被告から取引データを手に入れない期間の貴殿の取引分を推定します。(c) 取引データを手に入れない和解しない被告との取引の貴殿の取引分を推定します。^{*}
- 和解被告から提出されたデータで貴殿の取引分が入手できる場合には、請求管理者に貴殿の取引記録を提出する必要はありません。ただし、取引所外国為替商品[†]での取引を請求する場合、あるいは請求管理者による推計を受け取った後にオプション 2 による手続きを選択する場合は、この限りではありません。
- プライムブローカーを使用して取引した場合、または資産/投資マネージャーを代理として取引した場合は、オプション 2 を選択することをお勧めします。これは、和解被告のデータの命名法によって、取引は貴殿の名前の代わりに実行エンティティ（すなわち、ブローカーまたはマネージャー）の名前で表示される可能性があるため、請求管理者は貴殿の適格な取引量を必ずしもすべて識別できるわけではないからです。取引相手の身元が常に明らかにされるわけではない電子通信ネットワーク（「ECN」）上で取引した場合、被告と取引した程度によっては、貴殿の身元が彼らにとっても匿名である可能性が高いため、オプション 2 を選択することをお勧めします。したがって、このような取引は、和解被告のデータでは特定できない可能性があります。オプション 2 の場合、匿名の ECN 取引の一部を請求することができます。
- 請求管理者は、「請求受領確認」を送付することにより、請求書式の受取を確認します。請求受領確認は、請求の次の重要な手順を通知するものでもあります。
- 請求管理者は、2018 年 4 月 1 日をもって、請求者に対し、請求に関する情報を含む「請求査定通知」を配布し始めます。この時点で、貴殿は請求管理者の推計を修正せずに受け入れるか、オプション 2（書類による請求オプション）に基づく請求を行うかを選択する必要があります。オプション 1 で自己の記録によって請求管理者の推計を補足することはできません。オプション 2 で請求を進めることにした場合には、請求書式のセクション D および必要に応じてセクション E の下で必要とされる文書を、請求査定通知の発行日から 30 日以内に提出する必要があります。
- この請求書式の表に印字されている請求番号および管理番号を用いて、www.FXAntitrustSettlement.com からオプション 1 の請求を電子的に提出することができます。

* 和解しない被告とのみ取引を行った請求者は、オプション 2 により請求を提出する必要があります。

† 取引所外国為替商品での取引について請求する場合には、以下のものを電子的な方法で提出する必要があります。(a) www.FXAntitrustSettlement.com から入手できる電子データ・テンプレートを用いて、請求書式のセクション D により要求される貴殿の取引データ、(b) 請求書式のセクション D により要求される、その取引の書類、および (c) 請求書式のセクション E において要求される補足情報。請求管理者が認定するこれらの対象取引は、上記の推計に追加されます。

請求書式は、2018 年 3 月 22 日までの消印の郵便、あるいは 2018 年 3 月 22 日の午後 11 時 59 分（東部標準時）までにオンラインにより提出する必要があります。

詳しい情報については、請求管理者 1-888-582-2289（米国とカナダ以外からは 1-330-333-7253）に電話するか、または www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。

オプション 2：書類による請求

私の取引データを請求管理者が審査して認定された支払金額である、オプション 2 を選択します。私は、セクション D に記載されているところに従って、請求管理者に必要なデータと書類を電子的手段により提出します。取引所外国為替商品での取引について請求する場合は、セクション E で要求されている補足情報を電子的に提出します。

オプション 2 を選択する場合、次の点にご注意ください。

- 以下は、オプション 2 の概要です。さらに詳しい情報については、www.FXAntitrustSettlement.com から「通知書および配分計画」をご覧ください。
- 貴殿が和解集団メンバーの資格を有している場合、和解被告が提出した取引データと貴殿が提出した書類を請求管理者が審査して認定された支払金額を受け取ることができます。
- オプション 2 を選択する場合、次のものを提供する必要があります。(a) www.FXAntitrustSettlement.com から入手できる電子データ・テンプレートを用いて、請求書式のセクション D により要求される貴殿の取引データ、(b) 請求書式のセクション D により要求される、その取引の書類、および (c) 取引所外国為替商品を請求する場合、請求書式のセクション E において要求される補足情報。
- プライムブローカーを使用して取引した場合、または資産/投資マネージャーを代理として取引した場合は、オプション 2 を選択することをお勧めします。これは、和解被告のデータの命名法によって、取引は貴殿の名前の代わりに実行エンティティ（すなわち、ブローカーまたはマネージャー）の名前で表示される可能性があるため、請求管理者は貴殿の適格な取引量を必ずしもすべて識別できるわけではないからです。取引相手の身元が常に明らかにされるわけではない電子通信ネットワーク（「ECN」）上で取引した場合、被告と取引した程度によっては、貴殿の身元が彼らにとっても匿名である可能性が高いため、オプション 2 を選択することをお勧めします。したがって、このような取引は、和解被告のデータでは特定できない可能性があります。オプション 2 の場合、匿名の ECN 取引の一部を請求することができます。
- 請求管理者は、「請求受領確認」を送付することにより、請求書式の受取を確認します。請求受領確認は、請求の次の重要な手順を通知するものでもあります。
- 請求管理者は、2018 年 4 月 1 日をもって、請求者に対し、請求に関する情報を含む「請求査定通知」を配布し始めます。この時点で、貴殿は請求管理者の見積もりを受け入れるか、請求管理者から通知される不具合を修正するか、またはオプション 1（推定請求オプション）に基づいて請求を進めることができます。オプション 1 で自己の記録によって請求管理者の推計を補足することはできません。オプション 1 で請求を進めることにした場合には、請求査定通知の発行日から 30 日以内にそうする必要があります。
- オプション 2 で請求を提出する方法については、www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。

請求書式は、2018 年 3 月 22 日までの消印の郵便、あるいは 2018 年 3 月 22 日の午後 11 時 59 分（東部標準時）までにオンラインにより提出する必要があります。

詳しい情報については、請求管理者 1-888-582-2289 (米国とカナダ以外からは 1-330-333-7253) に電話するか、または www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。

セクション D-オプション 2 を選択する請求者および／または取引所外国為替商品 で取引した請求者の書類要件

オプション 2 を選択する請求者および／またはオプション 1 もしくは 2 のいずれかにおいて取引所外国為替商品の取引について請求する請求者は、www.FXAntitrustSettlement.com から電子的手段により必要なデータと文書を提出する必要があります。前記の請求者のデータおよび書類要件は次のとおりです。

1. 取引データの電子的手段による提出

電子データ・テンプレートの形式で電子的手段によりデータを提出する必要があります。同テンプレートは、www.FXAntitrustSettlement.com から入手することができます。オプション 2 を選択する請求者は、以下のすべてを提出する必要があります。

- a. 被告と直接締結した FX 取引。これには、FX スポット取引、FX 先渡し取引、FX スワップ、店頭（OTC）FX オプション、その他の FX 取引で、その取引または決済価額が何らかの形で FX レート（外国為替商品）に関係するものも含まれますが、それらに限りません。
- b. FX 先物取引および FX 先物取引に係るオプション等を含む、証券取引所での取引のために上場された FX 取引（取引所外国為替商品）。

被告は以下のとおりです。Bank of America、Barclays、BNP Paribas、BTMU、Citigroup、Credit Suisse、Deutsche Bank、Goldman Sachs、HSBC、JPMorgan、Morgan Stanley、RBC、RBS、Soc Gen、Standard Chartered、および UBS。

集団和解の対象期間は、2003 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 15 日までの期間です。

2. 取引書類の電子的手段による提出

さらに、オプション 2 を選択する請求者は、上記の要件 1 で提出する取引書類を電子的手段で提出する必要があります。書類は次の位置または複数の提供元からのものとします。

- a. 個々の取引ごとの銀行による確認書
- b. 銀行の取引報告書または記述書
- c. 取引市場の取引報告書または記述書
- d. プライムブローカーの報告書または記述書
- e. 証券保管機関の取引報告書または記述書
- f. 日次または月次の口座明細書、あるいは
- g. 外国為替商品および／または取引所外国為替商品の取引を証するその他の書類

3. 取引所外国為替商品に必要な補足情報

上記 1 および 2 の書類要件の他、オプション 1 またはオプション 2 に基づいて取引所外国為替商品での取引について請求しようとする請求者は、請求書式のセクション E に記載されている補足の書類要件を満たす必要があります。取引所外国為替商品での取引について請求しない請求者は、請求書式のセクション E を満たす必要はありません。

書類または記録の原本を提出しないでください。請求管理者は提出された書類または記録を返却できません。

オプション 1（推計による請求オプション）を選択する請求者は、要求された取引分類の取引を証するデータまたは書類を提出する必要がないことにご注意ください。ただし、オプション 1 を選択し、取引所外国為替商品での何かの取引について請求したい場合には、請求書式のセクション D および E において要求される、取引所外国為替商品での取引を証明する取引データと証拠書類を電子的手段により提出する必要があります。電子的手段により請求を提出する方法については、www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。

詳しい情報については、請求管理者 1-888-582-2289（米国とカナダ以外からは 1-330-333-7253）に電話するか、または www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。

セクション E – 取引所外国為替商品で取引した請求者の補足的書類要件

2003 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 15 日までの期間中に、取引所外国為替商品での取引を行った場合には、次の情報を提供してください。

1. すべての先物取次業者のリスト

2003 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 15 日までの期間に、取引所外国為替商品を取引したまたは保有していた口座を持っていた先物取次業者（FCM）をすべて挙げてください。

2. 口座名および口座番号のリスト

2003 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 15 日までの期間に、取引所外国為替商品を取引したまたは保有していた口座を持っていた、上記 1 の回答で挙げた各 FCM の口座名および口座番号をすべて挙げてください。

****取引所外国為替商品の請求を提出することを選択する場合、貴殿は、請求管理手続および将来の本件訴訟の手続における使用のために、2003 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 15 日までの自己の取引所外国為替商品の取引または保有について記載された一切の書類に対する権利を放棄することに同意することになります。かかる書類には、請求管理プロセスで使用するために、仲買業者、FCM(s)、CME、および ICE を含むがこれらに限定されない第三者から取得したのものも含まれます。本請求書式に署名することにより、貴殿は請求管理者および集団訴訟代理人に対し、次のことを許可することになります。(a) 本件和解による貴殿への支払いを計算するため、仲買業者、FCM(s)、CME、および ICE 等を含む第三者から貴殿の口座および取引に関する情報を請求すること、および (b) 貴殿の保有または管理する一切の口座について、2003 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 15 日までの貴殿の取引所外国為替商品の取引と保有に関し CME または ICE が保持する取引データにある貴殿の口座情報を開示すること。****

詳しい情報については、請求管理者 1-888-582-2289 (米国とカナダ以外からは 1-330-333-7253) に電話するか、または www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。

セクションF- 支払方法の選択

一つだけ選択してください。

- 小切手による支払いを選択します。
この支払方法を選択し、請求者の請求が有効かつ期限内である場合、請求者が請求書式のセクション A で提供した住所宛に小切手が郵送されます。住所の情報に変更がある場合には、請求管理者まで書面で通知してください。
- 合衆国内の銀行宛てに電信送金による支払いを選択します。
この支払方法を選択した場合、請求者が請求書式のセクション A で提供した住所宛に請求者に対し「支払選択書式」(Payment Election Form) が郵送（または電子メールで送付）されます。住所の情報に変更がある場合には、請求管理者まで書面で通知してください。
- _____ (国) に所在する合衆国外の銀行宛てに電信送金による支払いを選択します。
この支払方法を選択した場合、請求者が請求書式のセクション A で提供した住所宛に請求者に対し「支払選択書式」(Payment Election Form) が郵送（または電子メールで送付）されます。住所の情報に変更がある場合には、請求管理者まで書面で通知してください。

詳しい情報については、請求管理者 1-888-582-2289 (米国とカナダ以外からは 1-330-333-7253) に電話するか、または www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。

セクション G – 認証および署名

セクション 1 – 認証

この請求書式に署名して提出することにより、請求者または請求者の授権された代表者は以下のことを認証します。

1. 私（私たち）は、和解合意に規定された権利放棄についての記述を含め、本件通知および請求書式を読みました。
2. 請求者は（通知書に定義されている）和解グループのメンバーの一人であり、（通知書に定義されている）和解グループから脱退した個人または事業体ではありません。
3. 請求者は（通知書に定義されている）「除外要請書」を提出していません。
4. 請求者は、1 人または複数の被告、免責対象当事者、被告の直接的もしくは間接的親会社、子会社もしくは部門、または共謀者と外国為替商品を、および/または本請求書式および該当する場合は本請求書式に添付されているデータおよび文書に記載されている取引所外国為替商品を、締結しました。
5. 請求者は同じ取引を対象として他の如何なる請求も提出しておらず、かつ知る限りにおいて、彼／彼女／それ／それらの代わりに他の如何なる者もかかる請求を提出していません。
6. 請求者は彼／彼女／それ／それらの請求に関し、本件訴訟で登録される如何なる終局判決および却下命令に記載された権利放棄を強制するため、本裁判所の管轄にこれを付託します。
7. 私（私たち）は、この請求書式に関し請求管理者または裁判所が要求する追加情報を提供することに同意します。さらに、
8. 私（私たち）は、請求者が本件訴訟で登録される一切の終局判決および却下命令の条件により拘束されその適用を受けることを承諾します。

セクション 2 – 署名

権利放棄、開示への同意、および認証の内容を読み、下記に署名してください。

私（私たち）は、本和解の発効日をもって、和解合意に定められた条件に従い、完全、終局的かつ永遠に、一切の放棄された請求（和解合意において定義されます）を放棄し、辞退しかつ解除したものとみなされ、法の運用および終局判決および却下命令により将来もこれを放棄し、辞退しかつ解除するとともに、一切の免責対象当事者（和解合意において定義されます）に対し、一切の放棄された請求を追及することを永遠に禁止されることを承諾します。

請求書式を提出することにより、私（私達）は、請求管理手続における使用のために、1 つまたは複数の和解被告との私（私達）の外国為替商品取引、および 2003 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 15 日における私（私達）の取引所外国為替商品取引に関する情報の開示に同意するとともに、かかる情報について適用される銀行秘密およびデータプライバシーに関する法律によって提供される一切の保護または類似の一切の秘密保護を放棄し、該当する和解被告人に開示を指示します。該当する場合、私（私達）は、かかる情報について適用される銀行秘密およびデータプライバシーに関する法律によって提供される一切の保護または類似の秘密保護を放棄し、請求管理手続で使用するために、証券会社、FCM、CME、ICE を含むがこれらに限定されない第三者から取得することができる、2003 年 1 月 1 日から 2015 年 12 月 15 日までの私（私達）の取引または取引所外国為替商品取引の保有を反映する、すべての書類の開示に同意します。

詳しい情報については、請求管理者 1-888-582-2289 (米国とカナダ以外からは 1-330-333-7253) に電話するか、または www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。

アメリカ合衆国の法律に基づく偽証罪の下、私（私たち）は、本請求書式において私（私たち）が提供した一切の情報が真正、正確かつ完全であること、ならびに、該当する場合、本請求書式に関連して提出されたデータおよび書類が目的物の真正かつ正確な謄本であることを証明します。

請求者の署名

日付

請求者の記名

請求書式を記載した授権された代表者の署名（存在する場合）

日付

請求書式を記載した授権された代表者の記名（存在する場合）

授権された代表者の権限（本人以外の場合（たとえば、受託者、遺言執行者、遺産管理人、財産管理人、その他の被任命者））

請求書式は、2018年3月22日までの消印の郵便、あるいは2018年3月22日の午後11時59分（東部標準時）

までにオンラインにより提出する必要があります。

すべての請求書式が完全に処理されるまで相当の時間を要することを理解する必要があります。住所に何らかの変更がある場合には、請求管理者まで通知してください。名前を変更する場合には、新しい名前を請求管理者まで書面で通知してください。

詳しい情報については、請求管理者 1-888-582-2289 (米国とカナダ以外からは 1-330-333-7253) に電話するか、または www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。

セクション H – 請求書式に関するチェックリスト

1. セクション A – 請求者の識別に記入する。
2. セクション B – 一般的情報 の本件訴訟および和解について読む。
3. セクション C で、オプション 1（推計による請求オプション）またはオプション 2（書類による請求オプション）を選択する。
4. オプション 2（書類による請求オプション）に基づいて請求を提出する場合、および／または取引所外国為替商品での取引について請求する場合、セクション D で要求されている取引データと証拠書類を提出する。
5. 取引所外国為替商品での取引について請求する場合は、セクション E で要求されている補足情報を提出する。
6. 書類または記録の原本を送付しない。請求管理者はそれらの原本を返却できません。
7. 自分の記録用に、記載した請求書式と請求書式のセクション D および／または E に基づき提出する一切のデータおよび書類の写しを保管する。
8. セクション F – 支払方法の選択に記入する。
9. セクション G の認証の内容を読み、開示に同意し、さらに請求書式に署名する。
10. 請求管理者は、30 日以内に、貴殿の請求書式の受領を確認します。30 日以内に確認書が届かない場合には、本請求書式に記載された連絡先情報を利用して請求管理者に連絡してください。
11. 今後、住所に変更があった場合、または請求書式が古いもしくは正しくない住所に送付された場合には、書面により新住所の通知を請求管理者に送付してください。名前を変更する場合には、新しい名前を請求管理者まで書面で通知してください。
12. 請求について何か質問または懸念がある場合には、本請求書式に記載された連絡先情報を利用するか、www.FXAntitrustSettlement.com にアクセスして、請求管理者に連絡してください。

詳しい情報については、請求管理者 1-888-582-2289 (米国とカナダ以外からは 1-330-333-7253) に電話するか、または www.FXAntitrustSettlement.com をご覧ください。